益田市公表対象随意契約一覧（令和8年9月分）

NO	契約日	契約内容	主管部課	契約金額（税込：円）	契約相手方	住　所	適用条項	随意契約とした理由
1	R8.9.9	柿木消防車（島根830さ20-10）の修繕	消防本部警防課	1,155,000	㈱出雲ポンプ	益田市あけぼの東町14-15	施行令167条の2第1項　第5号	緊急修繕が必要なため車両納入業者である契約者と随意契約する。
2	R8.9.14	益田市立雪舟の郷記念館植栽管理業務	教育部文化振興課	1,325,500	（有）三浦グリーンガーデン	益田市乙吉町イ325-1	施行令167条の2第1項　第2号	雪舟の郷記念館の庭園及び植栽は当初予算に計上されていないため、今年度に入って手入れがなされておらず、植樹の枝が伸長し、落葉の発生等により庭園内の景観が損なわれる状態となっているため、リニューアルオープンを迎えるにあたり、早急に適切な環境を整える必要がある。なお、リニューアルオープンは10月3日（土）を予定しているため、9月中の実施が必要。つきまして、昨年度に同業務を実施しており、庭園及び周辺の植栽の状況を把握している契約者と随意契約する。
3	R8.9.14	移動脱水車点検整備業務委託	上下水道部下水道課	1,056,000	石垣メンテナンス㈱中国支店	広島県広島市中区鉄砲町8番18号	地方公営企業法施行令21条の13第1項　第2号	契約者は移動脱水車を製造した㈱石垣のメンテナンス専門の系列会社で、供用開始当初よりメンテナンスに従事している。移動脱水車は各処理施設を巡回して汚泥の脱水ができるよう開発された、汚泥脱水装置を載せた特殊車両である。汚泥の脱水は処理施設を運転する上で重要な工程であり、継続して稼働させるため、脱水装置の適切な維持管理に努めなければならない。汚泥脱水装置は製造者の技術により開発・製造されているため他者による整備では、所定の機能を発揮させることは困難であり、また、整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、契約者により点検整備を行うこととしたい。
4	R8.9.15	令和8年度水源林造成（トラック道新設）事業（中村2）	産業経済部農林水産課	10,760,200	㈱グリーンファクトリー匹見	益田市匹見町落合ホ65番地	施行令167条の2第1項　第2号	本事業を実施するためには、造林・育林作業等の特殊な技術及び労務の確保を必要とし、かつ現場に精通していなければならない。また、本事業は市内の林業担い手対策・雇用対策としても位置付けられていることから、受注者には林業担い手に対する指導力がある上に、その人材も豊富であることが求められる。以上の理由から、本業務の受注者として必要な上記の条件を満たし、確実な業務遂行を期待できる唯一の事業者である契約者と随意契約する。
5	R8.9.15	令和8年度水源林造成（トラック道新設）事業（中村）	産業経済部農林水産課	7,283,100	㈱グリーンファクトリー匹見	益田市匹見町落合ホ65番地	施行令167条の2第1項　第2号	本事業を実施するためには、造林・育林作業等の特殊な技術及び労務の確保を必要とし、かつ現場に精通していなければならない。また、本事業は市内の林業担い手対策・雇用対策としても位置付けられていることから、受注者には林業担い手に対する指導力がある上に、その人材も豊富であることが求められる。以上の理由から、本業務の受注者として必要な上記の条件を満たし、確実な業務遂行を期待できる唯一の事業者である契約者と随意契約する。
6	R8.9.16	市内小中学校印刷機消耗品	教育部教育総務課	複数単価契約	㈱ソコロシステムズ	益田市三宅町1-19	施行令167条の2第1項　第2号	文具・事務用機器類／事務機器に登録している業者のうち、小中学校に設置しているRISO:理想科学社製印刷機器の益田市内取扱い販売店である契約者と随意契約する（益田市内正規販売店1者）。
7	R8.9.16	汚泥脱水設備B号機整備業務委託	福祉環境部環境衛生課久城が浜センター	6,435,000	住友重機械エンバイロメント㈱広島支店	広島県広島市南区稲荷町4番1号	施行令167条の2第1項　第2号	当該脱水設備は住友重機械エンバイロメント㈱製の特殊機器であり、他社での取り扱いが困難であるため。
8	R8.9.17	益田水質管理センター給水ポンプNo.1・給水ポンプNo.2緊急更新工事	上下水道部下水道課	2,805,000	山陰クボタ水道用材㈱益田営業所	益田市下本郷町277-10	地方公営企業法施行令21条の13第1項　第2号及び第5号	益田水質管理センターにおける、二次処理水は汚泥脱水機の洗浄、反応槽及び最終沈殿池の消泡等施設の運転に不可欠な再利用水である。処理水槽内に設置されている2機の給水ポンプが交互連続運転を行い各設備に供給を行っている。現在、この給水ポンプNo.2が故障停止し、No.1についても、絶縁抵抗値の低下により停止が目前となっており、二次処理水の供給不足から運転に支障をきたしている。給水ポンプは、槽内に配管で固定されており、復旧には、現在使用している㈱荏原製作所の同型機械が必要となる。以上の状況から早急な対応に向けて、同メーカーの代理店である契約者と随意契約する。
9	R8.9.18	益田市立雪舟の郷記念館展示室監視業務	教育部文化振興課	538,560	公益社団法人益田市シルバー人材センター	益田市大谷町334番地1	施行令167条の2第1項　第3号	高年齢者の雇用の安定等に寄与するため。
10	R8.9.24	農地地図データ作成業務	農業委員会事務局	1,015,300	国土情報開発㈱	東京都世田谷区池尻二丁目7番3号	施行令167条の2第1項　第2号	データ取込にあたっては、平成19年度の導入時から契約者が開発したシステムを使用しており、今でもほ場整備地や地籍調査事業実施地区の地図データ作成業務を依頼してきた。既存の筆界の消去及び新たな筆界作成が求められるため、引き続き契約者に依頼することとしたい。
11	R8.9.29	匹見峡温泉やすらぎの湯薪ボイラー室露天風呂系統熱交換器取替修繕	産業経済部匹見分室	1,532,300	㈱技研設備	益田市高津町イ2556番地1	施行令167条の2第1項　第2号	契約者は、以前から匹見峡温泉やすらぎの湯の機械系統に関する点検及び修繕に携わっており、当施設の機械設備を熟知しているため、速やかに熱交換器を更新し露天風呂を再開できるものと考えられるため。